

2 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県知事に対して指示をしようとするときは、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その指示した措置について厚生科学審議会に報告しなければならぬ。

(輸入禁止)

第五十四条 何人も、感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定める動物（以下「指定動物」という。）であつて次に掲げるものを輸入してはならない。ただし、第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から輸入しなければならぬ特別の理由がある場合において、厚生労働大臣及び農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 感染症の発生の状況その他の事情を考慮して指定動物ごとに厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から発送されたもの

二 (略)

(輸入検査)

第五十五条 指定動物を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、輸出国における検査の結果、指定動物ごとに政令で定める感染症にかかつていない旨又はかかつている疑いがない旨その他厚生労働省令、農林水産省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならぬ。

2 6 (略)

(検査に基づく措置)

(輸入禁止)

第五十四条 何人も、第十三条第一項の政令で定める動物のうち政令で定めるもの（以下「指定動物」という。）であつて次に掲げるものを輸入してはならない。ただし、第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から輸入しなければならぬ特別の理由がある場合において、厚生労働大臣及び農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 第十三条第一項に規定する感染症の発生の状況その他の事情を考慮して指定動物ごとに厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から発送されたもの

二 (略)

(輸入検査)

第五十五条 指定動物を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、輸出国における検査の結果、第十三条第一項の政令で定める感染症のうち指定動物ごとに政令で定めるものにかかつていない旨又はかかつている疑いがない旨その他厚生労働省令、農林水産省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならぬ。

2 6 (略)

(検査に基づく措置)

第五十六条 家畜防疫官が、前条第四項の検査において、同条第一項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがある指定動物を発見した場合については、第十三条の規定は、適用しない。この場合において、動物検査所長は、直ちに、当該指定動物の輸入者の氏名その他同条第一項の厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に通知するものとする。

2・3 (略)

(輸入届出)

第五十六条の二 動物(指定動物を除く。)のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの(以下この条及び第六十九条第九号において「届出動物等」という。)を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果、届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかっている旨又はかかっている疑いがない旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、届出動物等の輸入の届出に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第十四条から第十六条までの規定(第十五条第二項を除く。)

第五十六条 家畜防疫官が、前条第四項の検査において、第十三条第一項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがある指定動物を発見した場合については、同条の規定は、適用しない。この場合において、動物検査所長は、直ちに、当該指定動物の輸入者の氏名その他同項の厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に通知するものとする。

2・3 (略)

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第十四条から第十六条までの規定により実施される事務に要

〔により実施される事務に要する費用

二〇四 (略)

五 第二十七条第二項の規定による消毒(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

六 第二十八条第二項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

七〇十一 (略)

(国の負担)

第六十一条 (略)

2 国は、第五十八条第十号及び第十一号の費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

3 国は、第五十八条第一号から第九号まで及び第五十九条の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

(費用の徴収)

第六十三条 市町村長は、第二十七条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

2 市町村長は、第二十八条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は

する費用

二〇四 (略)

五〇九 (略)

(国の負担)

第六十一条 (略)

2 国は、第五十八条第八号及び第九号の費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

3 国は、第五十八条第一号から第七号まで及び第五十九条の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

(費用の徴収)

第六十三条 市町村長は、第二十七条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

2 市町村長は、第二十八条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ

、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。

3 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

4 前三項の規定は、都道府県知事が、第二十七条第二項に規定する消毒、第二十八条第二項に規定するねずみ族、昆虫等の駆除又は第二十九条第二項に規定する消毒の措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

（厚生労働大臣の指示）

第六十三条の二 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この法律（第七章を除く。）又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

（保健所を設置する市又は特別区）

第六十四条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第三章から前章までの規定（第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項、第二項及び第五項から第八項まで、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条並びに第六十条を除く。）及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。

2 (略)

族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。

3 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

（保健所を設置する市又は特別区）

第六十四条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第三章から前章までの規定（第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項、第二項及び第五項から第八項まで、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条並びに第六十条を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。

2 (略)

(事務の区分)

第六十五条の二 第三章、第四章(第二十四条を除く。)、第五章(第三十五条第四項において準用する同条第一項並びに第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項(第五十条第七項において準用する場合を含む。))を除く。)、第三十八条(第一項を除く。)、第七章(第五十条第五項及び第五十一条第四項において準用する同条第一項から第三項までを除く。))及び第八章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(第二十七条第二項及び第二十八条第二項に規定する措置、第二十九条第二項の消毒並びに第三十一条第二項に規定する措置を除く。))は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十七条 医師が、感染症の患者(疑似症患者及び無症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者を含む。次条において同じ。))であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第十二条から第十四条までの規定(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合(同条第二項の政令により、同条第一項の期間が延長される場合を含む。以下同じ。))及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合(同条第二項の政令により、同条第一項の期間が延長される場合を含む。以下同じ。))を含む。))による届出の受理、第十五条(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。))若しくは第十五条の二第一項の規定による質問若しくは調査、第十七条(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。))若しくは第四十五条の

(事務の区分)

第六十五条の二 第三章、第四章(第二十四条を除く。)、第五章(第三十五条第四項において準用する同条第一項並びに第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項(第五十条第七項において準用する場合を含む。))を除く。)、第七章(第五十条第五項及び第五十一条第四項において準用する同条第一項から第三項までを除く。))及び第八章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(第二十七条第二項及び第二十八条第二項に規定する措置、第二十九条第二項の消毒並びに第三十一条第二項に規定する措置を除く。))は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十七条 医師が、感染症の患者(疑似症患者及び無症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者を含む。次条において同じ。))であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第十二条から第十四条までの規定(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合(同条第二項の政令により、同条第一項の期間が延長される場合を含む。以下同じ。))及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合(同条第二項の政令により、同条第一項の期間が延長される場合を含む。以下同じ。))を含む。))による届出の受理、第十五条(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。))の規定による質問若しくは調査、第十七

規定による健康診断、第十九条、第二十条若しくは第二十六条において準用する第十九条若しくは第二十条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第四十六条の規定による入院又は第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）による措置（第五十条第一項又は第五項の規定により実施される場合を含む。）に関する事務に従事した公務員又は公務員であつた者が、その職務の執行に關して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 (略)

第六十八条 感染症の患者であるとの人の秘密を業務上知り得た者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十五条の二第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

四〇六 (略)

七 第三十五条第一項（第七条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁

条、第二十条若しくは第二十六条において準用する第十九条若しくは第二十条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第四十六条の規定による入院又は第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）による措置（第五十条第一項又は第五項の規定により実施される場合を含む。）に関する事務に従事した公務員又は公務員であつた者が、その職務の執行に關して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 (略)

第六十八条 感染症の患者であるとの人の秘密を業務上知り得た者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十五条の二第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

三〇五 (略)

六 第三十五条第一項（第七条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して虚偽の答弁をし、又は同項（第七

をし、又は同項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

八  
（略）

九 第五十六条の二第一項の規定に違反して届出動物等を輸入した者

第七十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第八号又は第九号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

七  
（略）

改 正 案	現 行
<p>（檢疫感染症）</p> <p>第二條 この法律において「檢疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの</p>	<p>（檢疫感染症）</p> <p>第二條 この法律において「檢疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。</p> <p>一 三 （略）</p>
<p>（仮檢疫済証の交付）</p> <p>第十八條 檢疫所長は、檢疫済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して檢疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮檢疫済証を交付することができる。</p>	<p>（仮檢疫済証の交付）</p> <p>第十八條 檢疫所長は、檢疫済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して檢疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮檢疫済証を交付することができる。この場合において、檢疫所長は、檢疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対して、健康状態に異状を生じたときは、保健所その他の医療機関について診察を受けらるべき旨その他檢疫感染症の予防上必要な事項を指示することができる。</p>
<p>2   前項の場合において、檢疫所長は、檢疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九號）第二條第五号に規定する旅券の呈示を求め、当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、同項の規定により定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行</p>	

い、又は検査官をしてこれらを行わせることができる。

3 検査所長は、前項の規定による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、当該者に対し、保健所その他の医療機関において診察を受けるべき旨その他検査感染症の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第二十六条の三において同じ。）に当該指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

（仮検査済証の失効）

第十九条 仮検査済証の交付を受けた船舶等に、前条第一項の規定により定められた期間内に、検査感染症の患者又は検査感染症による死者が発生したときは、当該仮検査済証は、その効力を失う。この場合においては、当該船舶等の長は、直ちに、その旨を最寄りの検査所長に通報しなければならない。

2 仮検査済証を交付した検査所長は、当該船舶等について更に第十四条第一項各号に掲げる措置をとる必要があると認めるときは、前条第一項の規定により定められた期間内に限り、当該仮検査済証の効力を失わしめることができる。この場合においては、当該検査所長は、直ちに、その旨を当該船舶等の長に通知しなければならない。

3 (略)

（応急措置）

第二十四条 検査所長は、検査を行うに当たり、当該船舶等内に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項から第五項まで及び第七項に規定する感染症で検査感染症以外のもの患者若しくは死者を発見した場合又は当該船舶等がこれらの感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがある

（仮検査済証の失効）

第十九条 仮検査済証の交付を受けた船舶等に、前条の規定により定められた期間内に、検査感染症の患者又は検査感染症による死者が発生したときは、当該仮検査済証は、その効力を失う。この場合においては、当該船舶等の長は、直ちに、その旨を最寄りの検査所長に通報しなければならない。

2 仮検査済証を交付した検査所長は、当該船舶等について更に第十四条第一項各号に掲げる措置をとる必要があると認めるときは、前条の規定により定められた期間内に限り、当該仮検査済証の効力を失わしめることができる。この場合においては、当該検査所長は、直ちに、その旨を当該船舶等の長に通知しなければならない。

3 (略)

（応急措置）

第二十四条 検査所長は、検査を行うに当たり、当該船舶等内に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項、第四項及び第六項に規定する感染症で検査感染症以外のもの患者若しくは死者を発見した場合又は当該船舶等がこれらの感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認